

innoventier 弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室

〈第54回〉

なかむら こうすけ
中村 洸介

2015年九州大学法学部卒業、2017年一橋大学法科大学院を修了。2019年に弁護士登録(第一東京弁護士会)をし、2019年12月から弁護士法人イノベンティアに勤務。主たる取扱分野は、一般企業法務、知的財産法、個人情報保護法、輸出管理等。



バーチャルオンライン株主総会について

はじめに

令和三年六月一六日、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行され、改正された産業競争力強化法(以下「改正産競法」といいます)により、会社法の特例として、バーチャルオンライン株主総会(以下「VO型総会」といいます)の開催が可能となりました。

VO型総会とは、物理的な会場を一切設けず、取締役等や株主がインターネット等の電子手段により出席する株主総会です。現行会社法では、物理的な会場を設けて、取締役等や株主が会場に赴き出席する「リアル株主総会」と、物理的な会場を設けたうえ、株主が会場に赴き出席したり、インターネット等の電子手段を利用して参加・出席したりする「ハイブリッド型バーチャル株主総会」(以下「HB型総会」といいます)は開催できますが、VO型総会の開催は難しいと考えられていました。しかし、VO型総会には以下のとおり様々なメリットがあり、実務上の要請があつたことから、改正産競法によってVO型総会の開催が可能となりました。

今回のご相談

最近、バーチャルオンライン株主総会を開催できるように法律が改正されたと聞きました。どのような内容の改正でしょ

うか。

以下では、①から④の要件について、詳細に説明します。

バーチャルオンライン株主総会のメリット

VO型総会のメリットは、①遠隔地の株主の出席機会の確保、②コストの低減・開催日時の柔軟性、③感染症等のリスクの低減になります。

しかし、VO型総会には以下のとおり様々なメリットがあり、実務上の要請があつたことから、改正産競法によってVO型総会の開催が可能となりました。

バーチャルオンライン株主総会の要件

①「上場会社」であること

改正産競法第六六条一項、二項によれば、該当することについて、経済産業省令で定める株主総会を開催するためには、以下の要件が求められます。

②経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令で定める株主総会を開催するためには、以下の要件が求められます。

③株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定める旨を定款で定めること

①は、HB型総会でも可能ですが、実際の動議等の権利行使に差異が生じるおそれがあります。VO型総会では、全ての株主が電子手段を利用して出席するため、その問題を解消できます。

②について、VO型総会では、通信システムの整備費用は掛かりますが、物理的な会場を設けないため、設備費、警備員等の人件費等を削減できます。また、貸会議室等の利用日時の制約を受けることなく、総会の開催日時を柔軟に設定できます。

また、株主等の物理的な出席が一切なく、出席株主とバーチャルの出席株主との間で、動議等の権利行使に差異が生じるおそれがあります。VO型総会では、全ての株主が電子手段を利用して出席するため、その問題を解消できます。

③出席者の感染症等のリスクの低減が可能ですが、物理的な会場での開催が難しい場合も、VO型総会で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたうえで開催できることもメリットです。

④株主総会の招集決定時に、②の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当していること

（二）要件①

「上場会社」は、具体的には、東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所のいずれかに上場されている株式を発行している会社をいいます。

(二) 要件②

「上場会社」は、具体的には、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令(以下「省令」といいます)を指します。省令第一条、二条は、以下の要件を定め、当該要件を充足する場合、担当省に對して確認の申請を行いその審査を経て両大臣の「確認」を得ることになります。

i 通信の方法に関する事務の責任者の設置

ii 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定

iii 方針を充足する場合、担当省に對して確認の申請を行いその審査を経て両大臣の「確認」を得ることになります。

iv 株主名簿に記載・記録されている株主の数が一〇〇人以上であること

(三) 要件③

主総会 制度説明資料(二〇一二年六月)¹によれば、確認手続の窓口は、経産省が担当し、両大臣の確認手続の流れは、事前相談、正式申請、両省の審査、確認書の交付が想定され、申請から確認までの標準処理期間は、原則として一ヶ月とされています。

(四) 要件④

招集決定者は、招集決定時において、経済産業省令・法務省令で定める上記②のi～ivの要件を満たしていることの確認が必要です。総会の特別決議による定款変更が必要です。

（五）改正産競法第三条一項による経過措置

要件③の定款変更の決議を行う場合、費用や時間が掛かるため、迅速なVO型総会の開催が困難となります。

そこで、改正産競法附則第三条一項では、改正産競法の施行日(二〇一二年六月一六日)から二年間、要件②の「確認」を受けた上場会社は、定款変更手続を経ることなく、定款の変更が困難となります。

そのため、改正産競法の施行日から二年間は、要件①・②・④を充足すれば、VO型総会を開催できます。

なお、VO型総会では、「場所の定めのない株主総会とすることができる」旨の定款のないため、注意が必要です(改正産競法附則第三条二項)。

まず、VO型総会も会議体である以上、総会が適法に開催されたと評価されるために、総会が適法に開催されると評価されるために、出席株主が一堂に会するのと同等に、議長側と出席株主との間ににおいてリアルタイムでのコミュニケーション(情報伝達の即時性・双向性)が必要であると考えられています。議事の送受信方法は、即時性・双向性が確保されなければ、音声のみを伝達する方法でも法的には問題ありませんが、株主との対話性の観点からは、音声・映像を伝達する方法が望ましいでしょう。また、株主の質問や動議の行使は、テキスト形式による形式と音声形式とが考えられます。テキスト形式を採用する上場会社が多いと予想されます。テキスト形式を採用する場合も、タイムラグが生じないよう、議長が質問を読み上げたり表示したりするなど注意が必要です。なります。また、出席の危険性が高い場合は、二段階認証やブロックチェーン技術を利用した議決権投票システム等を検討する必要があります。

また、リアル総会では、出席株主が事前に書面による議決権行使をした場合、実務上、総会の受付時に事前の議決権行使を無効とする対応をしています。しかし、VO型総会は、途中の出退席が容易であり、ログイン時点での事前の議決権行使を無効とすると、途中退席により無効票が増加するおそれがあります。そのため、当日の採決で新たな議決権行使があつた場合に限り、事前の議決権行使を無効とするなどの対応を検討する必要があります。

このように、VO型総会の開催にあたっては、法的な問題が多岐にわたり存在することから、専門の弁護士に相談することが望ましいといえます。

VO型総会は、上記のとおりメリットは大きいですが、実務上の問題点も多岐にわたります。

バーチャルオンライン株主総会の留意点

VO型総会は、上記のとおりメリットは大きいですが、実務上の問題点も多岐にわたります。

①経済産業省 (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kiei_innovation/keizaihousen/virtual-only-shareholders-meeting_explanatory-material.pdf)